

○宮崎大学工学部事務規程

〔平成 22 年 9 月 16 日〕
全 改

改正 平成 31 年 4 月 8 日 令和 3 年 3 月 25 日

宮崎大学工学部事務規程（平成 17 年 8 月 30 日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 宮崎大学事務組織規程第 43 条の規定に基づき、宮崎大学工学部（以下「本学部」という。）の事務組織及び事務分掌については、この規程の定めるところによる。

（事務組織）

第 2 条 本学部の事務部に、総務係、教務・学生支援係及び専門職員を置く。

（事務分掌）

第 3 条 係員は、当該係の事務に従事する。ただし、特に上司の命があったときは、他の係の事務を助けるものとする。

第 4 条 主管事務にして他の係に関連するものは、すべてその関連する係と合議するものとする。
2 事務の所掌が明らかでないものは、事務長の指示に従う。

第 5 条 総務係は、次の事務を分掌する。

- (1) 工学部及び工学研究科（以下「学部・研究科」という。）の連絡調整に関すること。
- (2) 教授会等の諸会議に関すること。
- (3) 学部・研究科の諸行事に関すること。
- (4) 学部・研究科の諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (5) 学部・研究科の公印の管守に関すること。
- (6) 公文書等の收受及び発送に関すること。
- (7) 旅行命令及び研修に関すること。
- (8) 学部・研究科の広報誌等及びホームページの管理に関すること。
- (9) 学部・研究科の将来構想に関すること。
- (10) 学部・研究科の設置等に関すること。
- (11) 学部・研究科の中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。
- (12) 学部・研究科の自己点検・評価等に関すること。
- (13) 職員の人事に関すること。
- (14) 教員の定員に関すること。
- (15) 学部・研究科の教員の資格審査に関すること。
- (16) 職員の懲戒及び服務等に関すること。
- (17) 職員の給与等に関すること。
- (18) 学部・研究科の非常勤講師の採用手続き等に関すること。
- (19) 工学研究科の T A ・ R A の採用手続き等に関すること。
- (20) 職員の健康管理、福利厚生及び災害補償に関すること。
- (21) 勤務時間及び休暇に関すること。
- (22) 名誉教授の推薦に関すること。
- (23) 兼業に関すること。
- (24) 職員の諸証明等の発行に関すること。
- (25) 地域との連携に関すること。
- (26) 協定締結等に関すること（学生に係るものを除く）。

- (27) 学部・研究科の予算及び決算に関すること。
- (28) 学部・研究科の概算要求等に関すること。
- (29) 光熱水費の検針に関すること。
- (30) 共済組合短期給付に関すること。
- (31) 学部・研究科の謝金に関すること
- (32) 立替払申請及び請求に関すること。
- (33) 物品の管理、出納及び供用に関すること。
- (34) 自動車の管理に関すること。
- (35) 検査・監査に関すること。
- (36) 事務用消耗品受払に関すること。
- (37) 金庫の保管に関すること。
- (38) 学部施設及びその充実にに関すること。
- (39) 研究室の運用に関すること。
- (40) 安全管理・環境美化に関すること。
- (41) 防火・防災に関すること。
- (42) 学部・研究科の調査・統計に関すること。
- (43) 学部・研究科の公文書の整理・保存に関すること。
- (44) その他係に属する事務に関すること。

第6条 教務・学生支援係に、総括担当、修士課程・留学生担当及び農学工学総合研究科担当を置く。

2 総括担当は、次の事務を分掌する。

- (1) 教務委員会（学部）に関すること。
- (2) 学部の教務事務に関すること。
- (3) 学部の課程認定に関すること。
- (4) 学部学生の入学、退学、転学、休学、復学及び卒業に関すること。
- (5) 学部の教育課程に関すること。
- (6) 学部の専門教育の編成及び運営事務に関すること。
- (7) 学部学生の既修得単位の認定に関すること。
- (8) 学部の定期試験等に関すること。
- (9) 学部学生の学籍簿の保管に関すること。
- (10) 学部学生の各種証明書等の発行に関すること。
- (11) 学部の教育実習及び教育職員免許に関すること。
- (12) 学部の研究生、科目等履修生、特別聴講学生の入・退学等に関すること。
- (13) J A B E E（日本技術者教育認定機構）に関すること。
- (14) 学部・研究科の非常勤講師の採用計画等に関すること。
- (15) 学部学生の進路及び就職に係る情報提供、指導及び助言に関すること。
- (16) 新入生及び在来生合宿研修に関すること。
- (17) 学部の教室の配当、維持及び備品等の管理に関すること。
- (18) 学部学生の賞罰に関すること。
- (19) 学部の入学試験及び入学手続きに関すること。
- (20) 学部の調査・統計に関すること。
- (21) 学部の公文書の整理・保存に関すること。
- (22) 講義テキスト、試験問題・答案等の印刷及びPDF化に関すること。（教育研究支援室）
- (23) J A B E E受審に関する資料収集等に関すること。（教育研究支援室）
- (24) 学部学生のキャリア教育に関すること。（教育研究支援室）
- (25) 就職情報システムへの学生データの入力に関すること。（教育研究支援室）
- (26) 学部学生のアンケート等の集計業務に関すること。（教育研究支援室）
- (27) その他係に属する事務に関すること。

3 修士課程・留学生担当は、次の事務を分掌する。

- (1) 学生に係る協定締結等に関する事。
- (2) 修士課程の教務事務に関する事。
- (3) 修士課程の課程認定に関する事。
- (4) 修士課程学生の入学、退学、転学、休学、復学及び卒業に関する事。
- (5) 修士課程の教育課程に関する事。
- (6) 修士課程の専門教育の編成及び運営事務に関する事。
- (7) 修士課程学生の既修得単位の認定に関する事。
- (8) 修士課程の定期試験等に関する事。
- (9) 修士課程学生の学籍簿の保管に関する事。
- (10) 修士課程学生の各種証明書等の発行に関する事。
- (11) 修士課程の教育職員免許に関する事。
- (12) 修士課程の研究生、科目等履修生、特別聴講学生の入・退学等に関する事。
- (13) 修士課程学生・留学生の進路及び就職に係る情報提供、指導及び助言に関する事。
- (14) 修士課程の教室の配当、維持及び備品等の管理に関する事。
- (15) 修士課程学生の賞罰に関する事。
- (16) 修士課程学生の入学試験及び入学手続きに関する事。
- (17) 教務委員会（修士課程）に関する事。
- (18) 博士後期課程運営委員会等に関する事。
- (19) 工学研究科に係る入学式及び学位記授与式その他諸行事に関する事。
- (20) 修士課程の大学院調整給に関する事。
- (21) 修士課程学生のT A・R Aの採用計画に関する事。
- (22) 外国人留学生の受け入れに関する事。
- (23) リンケージプログラムに関する事。
- (24) ダブルディグリープログラムに関する事。
- (25) 外国人留学生の課外補講謝金に関する事。
- (26) 修士課程・外国人留学生の調査・統計に関する事。
- (27) 修士課程・外国人留学生の公文書の整理・保存に関する事。
- (28) その他係に属する事務に関する事。

4 農学工学総合研究科担当は、次の事務を分掌する。

- (1) 農学工学総合研究科の連絡調整に関する事。
- (2) 農学工学総合研究科委員会等の諸会議に関する事。
- (3) 農学工学総合研究科に係る入学式及び学位記授与式その他諸行事に関する事。
- (4) 農学工学総合研究科の諸規則の制定及び改廃に関する事。
- (5) 農学工学総合研究科の公印の管守に関する事。
- (6) 農学工学総合研究科の広報誌等及びホームページの管理に関する事。
- (7) 農学工学総合研究科の将来構想に関する事。
- (8) 農学工学総合研究科の設置等に関する事。
- (9) 農学工学総合研究科の中期目標、中期計画及び年度計画に関する事。
- (10) 農学工学総合研究科の自己点検・評価等に関する事。
- (11) 農学工学総合研究科の教員の資格審査に関する事。
- (12) 農学工学総合研究科の非常勤講師の採用手続き等に関する事。
- (13) 農学工学総合研究科のT A・R Aの採用手続き等に関する事。
- (14) 農学工学総合研究科の予算及び決算に関する事。
- (15) 農学工学総合研究科の概算要求等に関する事。
- (16) 農学工学総合研究科の謝金に関する事。
- (17) 農学工学総合研究科の教務事務に関する事。
- (18) 農学工学総合研究科学生の入学、退学、転学、休学、復学及び卒業に関する事。
- (19) 農学工学総合研究科の教育課程に関する事。
- (20) 農学工学総合研究科の専門教育の編成及び運営事務に関する事。
- (21) 農学工学総合研究科学生の既修得単位の認定に関する事。

- (22) 農学工学総合研究科学生の学籍簿の保管に関する事。
- (23) 農学工学総合研究科学生の各種証明書等の発行に関する事。
- (24) 農学工学総合研究科の研究生、科目等履修生、特別聴講学生の入・退学等に関する事。
- (25) 農学工学総合研究科の非常勤講師の採用計画等に関する事。
- (26) 農学工学総合研究科学生の進路及び就職に係る情報提供、指導及び助言に関する事。
- (27) 農学工学総合研究科の教室の配当、維持及び備品等の管理に関する事。
- (28) 農学工学総合研究科学生の賞罰に関する事。
- (29) 農学工学総合研究科学生の入学試験及び入学手続きに関する事。
- (30) 農学工学総合研究科の大学院調整給に関する事。
- (31) 農学工学総合研究科学生のT A・R Aの採用計画に関する事。
- (32) 農学工学総合研究科の外国人留学生の受け入れに関する事。
- (33) 農学工学総合研究科の外国人留学生の課外補講謝金に関する事。
- (34) 農学工学総合研究科の調査・統計に関する事。
- (35) 農学工学総合研究科の公文書の整理・保存に関する事。
- (36) その他係に属する事務に関する事。

第7条 専門職員は、次の事務を分掌する。

- (1) 本学部学生への就職活動支援及び卒業生、修了生への諸活動支援並びに本学部同窓会との連携に関する事。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。